

【提出書類一覧表】

1 提出書類

提出する書類		様式1	様式2	理由書	
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合		×	×	×	
紹介率が80%を超えたサービスがある場合	正当な理由に該当しない	○	×	×	
	正当な理由に該当する	1	○	×	×
		2	○	×	×
		3	○	×	×
		4	○	○	任意様式

様式1の提出は不要ですが、算定期間が完結してから5年間保存してください。

2 介護給付費算定に係る体制に変更がある場合の提出書類

特定事業所集中減算「なし」→「あり」または、「あり」→「なし」となる場合	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 「様式1」の提出が必要
--------------------------------------	---

3 正当な理由

正当な理由	1	2	3	4
	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与それぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満である場合	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数(当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画総数を判定期間の月数で除した件数をいう。)が20件以下である場合	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合	サービスの質が高いことによる利用者が希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合(「質が高い」とは該当利用者にとって質が高いことを指す。)

上記は正当な理由の概要です。必ず「特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について」及び「特定事業所集中減算に関するQ&A」をご確認ください。